



●給与所得の計算欄

給与の収入金額		円	A
給与の収入金額 (A)		給与所得の金額	
1 円以上	550,999 円以下	0 円	
551,000 円以上	1,618,999 円以下		A - 550,000 円
1,619,000 円以上	1,619,999 円以下	1,069,000 円	
1,620,000 円以上	1,621,999 円以下	1,070,000 円	
1,622,000 円以上	1,623,999 円以下	1,072,000 円	
1,624,000 円以上	1,627,999 円以下	1,074,000 円	
1,628,000 円以上	1,799,999 円以下		A + 4 (千円未満の端数切捨て) .000 円
1,800,000 円以上	3,599,999 円以下		A + 4 (千円未満の端数切捨て) .000 円
3,600,000 円以上	6,599,999 円以下		A + 4 (千円未満の端数切捨て) .000 円
6,600,000 円以上	8,499,999 円以下		A × 0.9 - 1,100,000 円
8,500,000 円以上	(所得金額調整控除の適用がない場合)		A - 1,950,000 円
8,500,000 円以上	(所得金額調整控除の適用がある場合)		A - 1,950,000 円 - 所得金額調整控除

(注)1 所得金額調整控除の額の計算方法は次のとおりです (①、②の両方がある場合にはそれらの合計額)。  
 ① (給与の収入金額<sup>(※1)</sup> - 850万円) × 10%  
 ※1 1,000万円を超える場合は、1,000万円  
 ② 給与所得控除後の給与等の金額<sup>(※2)</sup> + 公的年金等に係る雑所得の金額<sup>(※2)</sup> - 10万円  
 ※2 10万円を超える場合は、10万円  
 2 特定支出控除の適用がある場合は、求めた給与所得の金額からその控除額を控除してください。

▶② 控除額の計算

「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表で計算した合計額を基に「判定」欄の該当箇所にチェックを付け、判定結果に対応する控除額を「基礎控除の額」欄に記載します。

▶③ 区分 I

「控除額の計算」の「判定」欄の判定結果に対応する記号 (A ~ D) を記載します。

▶④ 本人定額減税対象

「控除額の計算」の「判定」欄の判定結果が (A) ~ (D) までに該当する場合はチェックを付けます。

3 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書の記入

～記載に当たってのご注意～

- 「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」については、次の場合に応じて記載してください。  
 1 あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,805万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」の順に記載してください。  
 2 上記1以外である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください (配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書) を記載する必要はありません。  
 ●「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下である場合は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合は、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 (同一生計配偶者に係る申告) ◆

- 「控除額の計算」の表の「区分 I」欄については、「基礎控除申告書」の「区分 I」欄を参照してください。  
 ○「基礎控除申告書」の「区分 A」欄が(A)~(C)に該当し、かつ、「配偶者控除等申告書」の「区分 II」欄が①~④に該当する場合は、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けることができます。  
 ○「基礎控除申告書」の「区分 I」欄が(D)に該当し、かつ、「配偶者控除等申告書」の「区分 II」欄が①又は②に該当する場合は、配偶者に係る定額減税の適用を受けることができます。ただし、その配偶者が非居住者である場合を除きます。

○配偶者の氏名等

配偶者の氏名 (フリガナ)	配偶者の個人番号	配偶者の生年月日
ヤマカワ アキコ	2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8	昭和56年10月5日
山 川 明 子		

○配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	8,970,000 円	6,973,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		6,973,000 円

○控除額の計算

判定	控除額の計算	基礎控除の額	配偶者控除の額
①	900万円以下 (A)	480,000 円	380,000 円
②	900万円超 950万円以下 (B)	480,000 円	
③	950万円超 1,000万円以下 (C)	480,000 円	
④	1,000万円超 1,805万円以下 (D)	480,000 円	
⑤	1,805万円超 2,400万円以下	480,000 円	
⑥	2,400万円超 2,450万円以下	320,000 円	
⑦	2,450万円超 2,500万円以下	160,000 円	

◆給与所得者の基礎控除申告書◆

○あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	8,970,000 円	6,973,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		6,973,000 円

○控除額の計算

判定	控除額の計算	基礎控除の額	配偶者控除の額
①	900万円以下 (A)	480,000 円	380,000 円
②	900万円超 950万円以下 (B)	480,000 円	
③	950万円超 1,000万円以下 (C)	480,000 円	
④	1,000万円超 1,805万円以下 (D)	480,000 円	
⑤	1,805万円超 2,400万円以下	480,000 円	
⑥	2,400万円超 2,450万円以下	320,000 円	
⑦	2,450万円超 2,500万円以下	160,000 円	

○この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

※ 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者は、この控除の適用は受けられません。

▶① 配偶者の氏名、個人番号など

一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。また、配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である配偶者」欄に○を付け、「生計を一にする事実」欄に送金額等を記載します。この場合、親族関係書類及び送金関係書類の添付等が必要ですが、親族関係書類については、扶養控除等 (異動) 申告書を提出した際に添付等をしているときは、必要ありません。

▶② 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

「給与所得者の基礎控除申告書の記入」の「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」を参考に記載してください。

▶③ 判定及び区分 II

「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表で計算した合計額及び配偶者の生年月日を基に「判定」欄の該当箇所にチェックを付け、判定結果に対応する記号 (①~④) を「区分 II」欄に記載します。

▶④ 控除額の計算

「控除額の計算」の表に基礎控除申告書の区分 I の判定結果 (A ~ C) とこの申告書の区分 II の判定結果 (①~④) を当てはめ、配偶者控除額又は配偶者特別控除額を求めます。「区分 I」欄が (D) の場合には、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けることができません (以下⑥へ進んでください)。

▶⑤ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

「区分 II」欄が①又は②の場合は「配偶者控除の額」欄に、「区分 II」欄が③又は④の場合は「配偶者特別控除の額」欄に「控除額の計算」の表で求めた配偶者控除額又は配偶者特別控除額を記載します。

▶⑥ 配偶者定額減税対象

基礎控除申告書の区分 I の判定結果が (A) ~ (D) のいずれかであり、かつ、この申告書の区分 II の判定結果が①又は②である場合はチェックを付けます (配偶者が非居住者である場合は除きます)。

4 所得金額調整控除申告書の記入

◆所得金額調整控除申告書 ◆あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合には、記載する必要はありません。

- 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて☆扶養親族等欄及び★特別障害者欄にその該当する者について記載してください (該当者が複数いる場合は、いずれか1名を記載することで差し支えありません)。  
 なお、「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載をすることで差し支えありません。  
 ○ 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

要件	扶養親族等	特別障害者
○あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載)	○あなた自身が扶養親族等 (右の★欄のみを記載)	○あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載)
○同一生計配偶者 <sup>(※)</sup> が特別障害者 (右の★欄及び★欄を記載)	○同一生計配偶者 <sup>(※)</sup> が扶養親族等 (右の★欄及び★欄を記載)	○同一生計配偶者 <sup>(※)</sup> が特別障害者 (右の★欄及び★欄を記載)
○扶養親族が特別障害者 (右の★欄及び★欄を記載)	○扶養親族が扶養親族等 (右の★欄及び★欄を記載)	○扶養親族が特別障害者 (右の★欄及び★欄を記載)
○扶養親族が年齢23歳未満 (平成14.12以後出生) (右の★欄のみを記載)		

(注)「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者 (青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)、で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下 (給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下) の人を含みます。

※ あなたの年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

## ▶① 要件

該当する要件にチェックを付けます。

なお、2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの項目にチェックを付けます。

※ 「特別障害者」とは、障害者のうち、身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されている人など、精神又は身体に重度の障害のある人をいいます。  
詳しくは、国税庁ホームページのタックスアンサー「No.1160 障害者控除」をご確認ください。



左記のページは  
こちらから

※ 「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和6年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。  
※ 「扶養親族」とは、あなたと生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和6年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。  
なお、児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人で、あなたと生計を一にし、令和6年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人も扶養親族に含まれます。

## ▶② ☆扶養親族等

「要件」欄で「同一生計配偶者が特別障害者」、「扶養親族が特別障害者」、「扶養親族が年齢23歳未満」の項目にチェックを付けた場合、その要件に該当する同一生計配偶者又は扶養親族の氏名、個人番号及び生年月日等を記載します。

なお、「扶養親族が特別障害者」、「扶養親族が年齢23歳未満」の項目にチェックを付けた場合でその扶養親族が2人以上いる場合は、いずれか1人の氏名、個人番号及び生年月日等を記載します。

また、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

## ▶③ ★特別障害者

「特別障害者に該当する事実」欄には、障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（障害の等級）などの特別障害者に該当する事実を記載します。

※特別障害者に該当する人が「扶養控除等（異動）申告書」に記載している特別障害者と同一である場合には、「扶養控除等申告書のとおり」にチェックを付けることで差し支えありません。